

社会福祉士・国家試験対策用語集

相談援助の基盤と専門職

アカウントビリティ

[accountability]

「説明責任」と訳される。適切な情報の開示と説明は援助者の義務であり、それがあってはじめて利用者の自己選択・決定が実現する。

浅賀ふさ

[1894-1986]

愛知県に生まれ、日本女子大学卒業後渡米し、ソーシャルワークの専門教育を受ける。帰国後、聖ルカ病院（現・聖路加国際病院）医療社会事業部に勤務する。日本における医療ソーシャルワークの草分け的存在である。

アダムス

[Addams, Jane 1860-1935]

「アダムズ」とも記される。アメリカのセツルメント運動に従事した人物。1889年、シカゴの貧困地域に「ハル・ハウス」を設立した。

アドボカシー

[advocacy]

「代弁」「弁護」「権利擁護」などと訳される。利用者（当事者）の利益を守るために、本人の立場に立って、本人に代わって権利の主張をすることをいう。アドボカシーは、個人や家族などを対象とする「ケースアドボカシー」と、同様のニーズをもつ集団や階層、コミュニティのために機能を果たす「クラスアドボカシー」に大別される。その他、主体からみた類型として、①セルフアドボカシー（自己弁護）、②シチズンアドボカシー（市民擁護代弁）、③リーガルアドボカシー（法的擁護代弁）、などがある。

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約

人権および基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策などを、すべての適当な方法によって遅滞なくとることを主な内容としている。1965年の国連総会において採択され、1969年に発効しており、わが国は1995（平成7）年に加入している。

アルマナー制度

[almoner]

「アルモナー」とも記される。1895年、イギリスの王立施療病院に導入された。アルマナーとは病院の医療福祉係を指し、現代の医療ソーシャルワーカーに相当する。日本では、聖路加国際病院において実践活動に従事した浅賀ふさが第一人者として知られている。

ウィリアムズ

[Williams, George 1821-1905]

YMCA（Young Men's Christian Association：キリスト教青年会、1844年）の創設者の1人。YMCAの活動は、キリスト教の精神を基盤に、レクリエーション活動などの機会を青少年に提供し、精神的指導や生活技術指導を行うことによって、充実した余暇を提供しようとするものであった。

ヴォルフエンズベルガー

[Wolfensberger, Wolf 1934-2011]

1934年にドイツで生まれ、1950年にアメリカに移住し、ノーマライゼーションの理念をアメリカやカナダに紹介した知的障害分野の研究者。文化的な側面や社会的な役割の側面におけるノーマライゼーションを強調した。また、ソーシャルロールバロリ

ゼーション（社会的役割の実践）という概念を提唱している。

小河滋次郎

[1863-1925]

社会事業家。監獄学者。1882（明治15）年に東京専門学校邦語法律科、1883（明治16）年に東京大学法学部別課法学科に入学し、監獄学の研究に取り組む。卒業後、内務省に入省し、警保局監獄課長などを歴任。その後、官僚としての立場を退き、活動を社会事業へと拡大していく。1918（大正7）年にドイツのエルパーフェルト市（現・ブッパータール市）における救貧委員制度や岡山県済世顧問制度などを参考に、民生委員制度の先駆けである大阪府方面委員制度をスタートさせる。同制度に関しては、1924（大正13）年の著書『社会事業と方面委員制度』によって確認することができる。

オンブズパーソン

[ombudsperson]

「苦情処理人」や「権利擁護者」としての役割を担う。硬直的構造に陥りやすい社会福祉施設や苦情が顕在化しにくい福祉サービスに対して、第三者的な立場から公平な判断をすることが期待されている。オンブズマン（ombudsman）ともいう。

カウンセリング

[counseling]

関連援助技術の1つ。心理的な問題を抱えている利用者に対して、専門職による言語的・非言語的コミュニケーションを通じて問題の解決を図る過程をいう。ケースワークと似ているが、社会資源の活用がより狭いことや心理的問題の解決に焦点が当てられることなどにおいて区別される。

間接援助技術

利用者を取り巻く環境に働きかけていくものであり、直接援助技術がより効果的に機能するように実践される援助技術のことをいう。①地域援助技術（コミュニティワーク）、②社会福祉調査法（ソーシャルワーク・リサーチ）、③社会福祉運営管理法（ソーシャル・ウェルフェア・アドミニストレーション）、④社会福祉計画法（ソーシャル・ウェルフェ

ア・プランニング）、⑤社会活動法（ソーシャルアクション）、などで構成される。

関連援助技術

伝統的なケースワーク（個別援助技術）やグループワーク（集団援助技術）、コミュニティワーク（地域援助技術）に対して、社会の変容に伴って登場した援助技術を指す。具体的には、①ネットワーク（ネットワーキング）、②ケアマネジメント、③スーパービジョン、④コンサルテーション、⑤カウンセリング、などが挙げられる。

機能主義

「機能派」とも呼ばれるケースワークにおける理論学派の1つ。ランク（Rank, O.）の意志心理学を基盤とし、利用者が本来もっている自我の力による自己成長・自己変容を重視し、その力を発揮できる場面を構成することが重要であるとした。

キャボット

[Cabot, Richard C. 1868-1939]

アメリカの医療社会事業を発展させた医師。1905年、マサチューセッツ総合病院において、患者の生活環境に関する情報を知る必要性から、ソーシャル・アシスタントを採用した。これがアメリカにおける最初の医療ソーシャルワーカーとされる。

教育機能

ソーシャルワークの機能の1つ。援助者が、利用者の社会的機能を高め、環境への対処能力を引き出すために、必要な情報や新たな技能を学習する機会を提供することをいう。

協働

[cooperation]

行政と民間団体・機関などが、共通の問題意識に立って活動を実践することをいう。協働関係においては、それぞれが対等な立場にあり、互いの主体性や独自性が尊重される。ソーシャルワークの場面では、公私関係に限らず、福祉・医療・保健などの連携が必要である。

グリーンウッド

[Greenwood, Ernest 1910-2004]

1957年に専門職の属性として、①まとまった理論体系、②専門職としての権威、③社会からの承認、④規制的な倫理綱領、⑤専門職としての文化、を挙げ「ソーシャルワークは専門職である」とした。

呉秀三

[1865-1932]

精神医学者。日本の「精神医学の父」と呼ばれる。精神病患者の人道的待遇を主張し、精神病院の構造の改善などに努めた。1902(明治35)年に「精神病患者慈善救済会」を創設し、精神病患者に対する奉仕活動や社会の偏見に対する啓蒙に尽力した。

ケアマネジメント/ケースマネジメント

[care management/case management]

関連援助技術の1つ。利用者の必要とするケアを調整する機能を持ち、利用者にとって最適なサービスを迅速に、かつ効果的に提供するための技法をいう。多くの利用者は複数のニーズを抱えている。それらのニーズを充足するためには、さまざまな社会資源と利用者とを結びつけることが必要となる。それを可能にし、また日常生活は横断的に成り立っているという視点から再考し、従来の縦割りのサービスを利用者の立場から再構成する。さらに、サービス提供の窓口をケアマネジャー(介護支援専門員)に一元化することで、容易に社会資源を得ることができる点の特徴といえる。なお、この技法は1970年代後半、アメリカで精神障害者への在宅支援のために作られ「ケースマネジメント」と呼ばれていたが、1990年にイギリスで成立した「国民保健サービス及びコミュニティケア法」において、マネジメントするのは「ケース」ではなく「ケア」であることから「ケアマネジメント」という用語が使用されるようになった。わが国でも、介護保険制度の開始以降は「ケアマネジメント」としている。したがって、「ケアマネジメント」と「ケースマネジメント」は、ほぼ同義であるといつてよい。

ケースカンファレンス/ケアカンファレンス

[case conference/care conference]

適切なサービスが提供できるように援助者が集まり、連絡調整や情報交換、討議などを行う会議のことをいう。また、スーパーバイザーからの指導・助言が行われることもある。

高齢者のための国連原則

1991年の国連総会で採択されたものであり、①自立、②参加、③介護、④自己実現、⑤尊厳、の領域における高齢者の地位について普遍的な基準を定めている。各国政府はできる限り、これを国内プログラムに盛り込むこととされている。

国際ソーシャルワーカー連盟 (IFS W)

[international federation of socialworkers]

スイスのジュネーブに本部を置く国際組織であり、ソーシャルワークの標準や倫理を定め、ソーシャルワーカーの労働条件や組織率などの向上を図り、平和と人権を守る活動を積極的に行っている。なお、国際ソーシャルワーカー連盟への加盟資格が1カ国1団体であるため、日本では、①日本ソーシャルワーカー協会、②日本社会福祉士会、③日本医療社会福祉協会、④日本精神保健福祉士協会、が国内調整団体として「日本ソーシャルワーカー連盟」を組織し加盟している。

コース

[Kohs, Samuels 1890-1984]

アメリカのソーシャルワーク研究者。『ソーシャルワークの根源』(1966)において、ソーシャルワークの価値の根源を求めていく中で、その基本的な諸価値は単一の哲学から導き出されるものではないとした。

コーディネーション

[coordination]

ソーシャルワークにおける連絡・調整の機能を指し、機関や施設、団体などの間に対等な関係を創造し、それぞれが最大限にその特性を発揮できるように調整することをいう。

コミュニティ・オーガニゼーション

[community organization]

ソーシャルワークの技術の1つで、間接援助技術に

位置づけられる。地域を対象とする援助であることから地域援助技術・地域組織化活動ともいう。「ニード・資源調整説」「インターグループワーク説」「地域組織化説」「地域開発・社会計画・ソーシャルアクションの3つのモデル」などが挙げられる。

じこじつげん 自己実現

[self-actualization]

自分の達成すべき目標を見つけ、自分の可能性を発揮すること。マズロー (Maslow, A. H.) は生理的、心理的な欲求が満たされた結果として、本来の自己を実現しようとする欲求が現れると考えた。ロジャーズ (Rogers, C. R.) は、人間は自らのもつ潜在的な能力を達成しようとする自己実現の動機を備えていると述べた。

じぜん じしきおほいかい ショーオース 慈善組織協会 (COS)

[charity organization society]

1869年、ロンドンに設立された。無差別による慈善的な救済の乱立の弊害をなくすために設立され、慈善団体の連絡、調整、組織化および救済の適正化を図ることを目的とした。のちにアメリカやわが国に多大な影響を及ぼし、今日のケースワークやコミュニティ・オーガニゼーションの先駆をなした。

じどう けんり かん じやうやく 児童の権利に関する条約

18歳未満を「児童」と定義し、国際人権規約において定められている権利を児童について展開し、児童の人権の尊重と確保の観点から必要となる事項を定めている。1989年の国連総会において採択され、1990年に発効しており、わが国は1994(平成6)年に批准している。

しゃかい かいりう undo 社会改良運動

社会問題の改良を通じて社会変革を実現しようとする運動をいう。歴史的には、青少年団体運動やセツルメント運動などが代表的な例として挙げられる。

しゃかい かつどう ほう 社会活動法 (ソーシャルアクション)

[social action]

間接援助技術の1つ。地域社会に生じるさまざまな福祉課題に対し、当事者や地域住民が課題の解決や望ましい社会の実現を目的に、環境や制度の変革を

目指すソーシャルワーク実践をいう。なお、社会活動法には、世論の喚起や集会・署名・請願・陳情などによる議会や行政機関への要求行動が含まれる。

しゃかい せいぎ 社会正義

「人権」とともにソーシャルワークの基盤となる原理。日本社会福祉士会の倫理綱領では、原理の1つとして「社会福祉士は、差別、貧困、抑圧、排除、無関心、暴力、環境破壊などの無い、自由、平等、共生に基づく社会正義の実現をめざす」とされている。

しゃかい ぷく しゅうん かい かん り ほう 社会福祉運営管理法 (ソーシャル・ウェルフェア・アドミニストレーション)

[social welfare administration]

間接援助技術の1つ。社会福祉施設や機関などが福祉サービスの合理的かつ効果的な展開・発展を図るためのソーシャルワーク実践をいう。今日では、社会福祉政策や社会福祉行政の運営についても用いられている。

しゃかい ぷく しゅうん かい かい 社会福祉協議会

社会福祉法109条で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置づけられた社会福祉法人である。各都道府県、区市町村に設置されている。たとえば、高齢者福祉への取組みには、日常生活の見守りや支援を必要とする人びとを、近隣で連携して支え合う「小地域ネットワーク活動」がある。行政の職員は市町村社協の役員になることができるが、役員総数の5分の1を超えてはならないことが規定されている。

しゃかい ぷく しゅうん かい けい かく ほう 社会福祉計画法 (ソーシャル・ウェルフェア・プランニング)

[social welfare planning]

間接援助技術の1つ。社会保障問題や高齢者問題などの福祉課題に対応し、国民の生活の安定を図る計画的・予防的なソーシャルワーク実践をいう。社会の動向を見据え、一定の目標実現に向け、社会体系あるいは社会の一部を合理的に変革し、望ましい方向へ改善するものである。

社会福祉士

1987（昭和62）年に社会福祉士及び介護福祉士法が成立し、これにより社会福祉士はソーシャルワークにおける専門職としての明確な位置づけがされた。2条1項において社会福祉士は「第28条の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者をいう」と定義されている。

社会福祉士及び介護福祉士法

1987（昭和62）年、①高齢化に伴う福祉ニーズの増大や多様化に対する専門的援助の必要性、②新しい供給システムに伴う福祉サービスの健全育成と質の確保、③福祉専門職の資格制度確立の要請、などを背景に制定された法律。この法律の目的は「社会福祉士及び介護福祉士の資格を定めて、その業務の適正を図り、もつて社会福祉の増進に寄与すること」（1条）とされている。

社会福祉士の行動規範

「社会福祉士の倫理綱領」に基づいて、社会福祉士が社会福祉実践において従うべき行動を示したものの。

障害者の権利に関する条約

障害者の人権と基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置などについて定めている。2006年の国連総会において採択され、2008年に発効しており、2014（平成26）年にわが国についても効力を発生させている。

情報公開／情報開示

[information disclosure]

社会福祉の制度やサービスに関する情報の提供や開示は、利用者の主体的なサービス選択を支えるために欠くことのできないものである。現在ではインタ

ーネットによるウェブサイトを活用することで、容易に情報を得ることが可能となった。代表的な福祉・保健・医療の総合情報サイトとして、独立行政法人福祉医療機構が運営するWAM NETがある。ITの発展と普及によって多くの国民が恩恵を受けているが、一方で情報リテラシーやアクセシビリティ、デジタル・デバイドや情報セキュリティなどに関する課題への対応も必要である。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としている。また、「女子に対する差別」を定義し、締約国に対して、政治的および公的活動、経済的および社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めている。1979年の国連総会において採択され、1981年に発効しており、わが国は1985（昭和60）年に締結した。

自立支援

社会において自立した生活、主体的な生活を営むための生活力を育てることをいう。自立した生活とは、どこに住むのか、どのように住むのか、どのように生活を営むのかなどを選択する自由であるといえる。つまり、何でも自分1人で行うといったものではなく、必要な援助を受けながらも、自分で選択し決定するという意味に捉えることができる。そのような意味においては、「自律」と表現することも考えられる。

診断主義

「診断派」とも呼ばれるケースワークの理論学派の1つ。フロイト（Freud, S.）の精神分析理論を基盤とし、利用者のパーソナリティの構造を生育歴や家族関係の中から明らかにし、自我の強化を図ることを通して、社会環境に対する適応能力を高めようとする立場をとった。

スティグマ

[stigma]

もともとの意味は奴隷や犯罪者の体に刻まれた徴である。多数派集団において正統とされる文化や規範

を欠く少数派集団に対しては、その属性から否定的なレッテルが貼られ、その集団に属する者は正常から逸脱した者とみなされ、他者からの軽視と不信をかう。それは被差別的な地位のシンボルという意味で汚点（スティグマ）となり、社会的な差別を発生させるとされる。

生活の質 (QOL)

[quality of life]

「生命の質」「生活の質」「人生の質」などと訳される。さまざまな生活場면을質的に捉える概念である。わが国では1970年代以降、「心の貧困」が指摘され「心の豊かさ」が強調されるようになり、社会福祉分野においてQOLを重視する必要性が語られている。

精神保健福祉士

精神保健福祉士法2条において「精神保健福祉士とは、第28条の登録を受け、精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用しての地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者をいう」とされている。精神保健の分野では、1950年代より、精神科ソーシャルワーカー（PSW）が医療機関を中心に活躍してきた歴史がある。一方、精神保健福祉士は、1997（平成9）年に誕生した精神保健領域におけるソーシャルワーカーの国家資格である。

精神保健福祉士法

1997（平成9）年、精神障害者の医療機関への入院の長期化の解消や精神障害者の社会復帰の促進などの観点から制定された法律。この法律の目的は「精神保健福祉士の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進に寄与すること」（1条）とされている。

精神保健福祉法（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）

精神障害者の医療および保護を行い、障害者総合支援法とあわせて、社会復帰の促進および自立と社会経済活動への参加の促進に必要な援助を行い、発生予防、その他国民の精神保健の向上を図ることを目的とした法律。

セツルメント運動

[settlement]

知識と人格を兼備する有産階級の人びとがスラム地域に住み込み、スラム地域の人たちとの知的および人格的交流を通じて、福祉の向上を図ろうとするもの。バーネット夫妻（Barnett, S. & Barnett, H.）を中心とするトインビー・ホール（1884年）の設立によって本格化した。

ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）

[social inclusion]

すべての人びとを、その属性（性別、年齢、身体的・精神的状況、宗教的・文化的背景、経済状況等）にかかわらず、孤立、孤独、排除、摩擦などから守り、社会の構成員として包み込み、支えあう理念をいう。なお、この理念は、社会福祉士の倫理綱領において、「社会に対する倫理責任」の1つとして唱えられている。

ソーシャル・エクスクルージョン（社会的排除）

[social exclusion]

社会から追い出されること。現代的な貧困を認識する概念。経済的な意味での貧困だけでなく、貧困をもたらし要因となる生活環境や状態、そのプロセスをも含むニーズ把握のための概念として理解されている。これに対する概念として「ソーシャル・インクルージョン」がある。これは人間関係の中に生じる格差や障壁を作り出す構造を解消し、すべての人が平等で、尊厳のある生活を営むことのできる社会を構築するための概念である。

ソーシャルワークのグローバル定義

2014年7月にオーストラリアのメルボルンで開催された国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）、国

際ソーシャルワーク学校連盟 (IASSW) の総会および合同世界会議において採択された。定義の改正のポイントとして、①社会を変えていく役割を強調したこと、②マクロレベル (政治レベル) の取組みを強調したこと、③ソーシャルワークは学問であるとしたこと、④欧米中心主義からの脱却を図ったこと、⑤グローバル定義をもとに重層定義 (ナショナル・リージョナル) の展開が認められたこと、などが挙げられる。

ソーシャルワークの定義

2000年7月に国際ソーシャルワーカー連盟が採択した定義では、ソーシャルワークを「ソーシャルワーク専門職は、人間の福利 (ウェルビーイング) の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人びとのエンパワーメントと解放を促していく。ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である」としている。したがって、ソーシャルワークによる介入の範囲は、個人に焦点を置いた心理社会的プロセスから社会政策、社会計画および社会開発への参画にまで及ぶものである。

代弁機能

ソーシャルワークの機能の1つ。援助者が、権利や要求などを表現できず具体的にそれらを実現できない利用者を弁護し、代弁することをいう。

タスクゴール

[task goal]

地域援助技術の評価過程において、目標が達成できたか否かを測ることをいう。課題の達成度や財政効果の程度、住民のニーズの充足度、援助にかかわった機関や団体の貢献度などを確認する。

ターミナルケア

「人生の最期」において、その人の人格やQOL (quality of life、生活の質) を尊重し、残された人生をその人らしく生きていけるように援助を進めるケアをいう。

地域援助技術 (コミュニティワーク)

[community work]

間接援助技術の1つ。地域社会で生じる諸問題に対し、地域住民が主体的・組織的・計画的に解決していけるように、公私の専門機関が側面的な援助を行うソーシャルワーク実践をいう。なお、コミュニティソーシャルワークといった場合、地域を基盤に展開する援助である点においてはコミュニティワークに類似するが、専門職だけではなく、当事者や地域住民との連携・協働による援助 (ソーシャルサポート・ネットワーク) を重視する傾向が強い。

地域診断

コミュニティワークにおいて、対象となる地域を客観的指標や観察を通して、地域ごとの問題・特徴を把握することをいう。

地域組織化

一般的には、地域における問題解決に主体的に取り組めるように、住民を組織化する活動をいう。ロス (Ross, M.) は、コミュニティ・オーガニゼーションの定義として「地域組織化説」を提唱した。

地域福祉計画

市町村によって策定される地域福祉の推進に関する計画のこと。社会福祉法107条に定められている。①地域におけるサービスの適切な利用の推進、②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達、③地域福祉に関する活動への住民の参加の促進、などに関する事項を一体的に定めることとされている。

地域包括支援センター

高齢者の生活を地域でサポートするための拠点として設置されている機関。介護予防、ケアマネジメント、総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントの4つを業務の柱としている。社会福祉士や主任ケアマネジャー、保健師などが配置される。

チーム・アプローチ

[team approach]

利用者の抱えるニーズは複雑化、多様化しており、

1人の援助者によるサポートでは対応できない場合が多い。よって、他の援助者や専門職者とチームを組んで利用者の課題に対応していく必要がある。そのような援助者側の取組みをいう。

チーム・ケア

[team care]

医療・保健・福祉などの専門職がチームを組織し、それぞれの知識や技能を駆使しながら利用者のケアに取り組むことをいう。適切なチーム・ケアには、互いの専門性の理解と尊重、共通の理念や目標をもつことが必要となる。なお、専門職ではないボランティアや民生委員などが含まれることもある。

仲介機能

ソーシャルワークの機能の1つ。援助者が、利用者の抱えるニーズと社会資源とを効果的に結びつけることをいう。

調停機能

ソーシャルワークの機能の1つ。援助者が、問題や葛藤に直面している2人以上の当事者が合意に至るよう図ったり、集団や組織の合意形成が可能になるよう援助することをいう。

トインビー・ホール

[Toynbee Hall]

1884年、ロンドン郊外のイースト・エンドに建てられた世界最初のセツルメントハウスである。運動に身を投じ31歳の若さで亡くなったトインビー (Toynbee, A.) を記念して、その運動を引き継いだバーネット (Barnett, S.) の指導のもとで設立された貧困者などの社会的弱者のための施設。

留岡幸助

[1864-1934]

牧師。慈善事業家。同志社英学校卒業後、空知集治監 (監獄) の教誨師として赴任し感化教育の重要性を認識する。その後、監獄問題や感化教育施設を実地に学ぶため渡米。帰国後、巣鴨家庭学校を創設する。その後も地方改良運動に取り組み、1914 (大正3) 年に北海道社名淵に家庭学校社名淵分校 (現在の北海道家庭学校) を創設し、感化事業を実践した。

永井三郎

社会福祉学者。グループワークを中心に多数の著書、訳書がある。1949 (昭和24) 年に著書『グループ・ワークー小団指導入門』において、青少年のグループ活動やクラブ活動に携わる指導者を対象に、グループワークの基本的な考え方について語っている。

仲村優一

[1921-2015]

社会福祉学者。日本社会事業大学や放送大学、淑徳大学などで研究・教育に携わる。1956 (昭和31) 年に論文「公的扶助とケースワーク」を著し、ケースワークと公的扶助は一体としてあるべきと述べた。これに対し、当時日本福祉大学の教授であった岸勇は、公的扶助とケースワークを分離させようとする立場をとった。これに始まる論争を「岸・仲村論争 (仲村・岸論争)」という。

ニーズ・資源調整説

1939年の全米社会事業会議で採択された「レイン報告書」による考え方。コミュニティ・オーガニゼーションの目的は、社会資源と地域のニーズを変化に合わせる効果的に調整していくことにあるとした。

認定社会福祉士制度

社会福祉士の実践力を担保する民間認定の仕組みとして制定され、認定社会福祉士認証・認定機構によって2012 (平成24) 年度から運用が開始された。これにより「認定社会福祉士」は、福祉課題に対し高度な専門知識と熟練した技術を活用して個別の支援や多職種との連携、地域福祉の増進を実践することのできる能力を有した者となる。一方、「認定上級社会福祉士」は前述の認定社会福祉士の有する能力をさらに高め、また人材の育成において他の社会福祉士に対する指導的役割を担い、実践の科学化を行うことのできる能力を有する者とされる。

バーネット

[Barnett, Samuel Augustus 1844-1913]

世界初のセツルメントハウスとされるトインビー・ホールの初代館長。妻のヘンリエッタ (Barnett,

H) とともに、貧困者の救済に尽力し、セツルメント運動を展開した。

ハル・ハウス

[Hull-House]

1889年にシカゴに開設されたセツルメントハウス。創設者はアダムス (Addams, J.) とスター (Starr, E.) とされる。

秘密保持

[confidentiality]

バイステック (Biestek, F. P.) の示したケースワークの原則の1つであり、自身の秘密をしっかり守りたいという利用者のニーズから導き出される。援助を展開する中で知り得た情報は公にせず、利用者のプライバシーや秘密を守り、信頼感を保つことをいう。それにより利用者は自らの問題について語る事が可能となる。

貧困撲滅とソーシャルワーカーの役割に関する国際方針文書

2010年に国際ソーシャルワーカー連盟 (IFSW) によって定められた。この方針文書では、「政策の背景」「貧困により派生する問題」「貧困緩和へのアプローチ」「人権と倫理」「ソーシャルワーカーの役割」「政策声明」などに触れ、貧困の根絶を実現するためのソーシャルワーカーの役割について述べている。

福祉組織化

地域におけるニーズを解決していくために、問題を抱える当事者を中心として社会福祉機関・団体、施設などを組織化すること。岡村重夫は、「福祉組織化」と「一般地域組織化」をともに地域福祉の構成要素としている。

ブース

[Booth, Charles James 1840-1916]

イギリスの研究者、実業家。17年にわたって実施したロンドン調査はその報告書『ロンドン民衆の生活と労働』(全17巻)にまとめられ、人口の3割が貧困線以下にあり、その原因が低賃金等の雇用上の問題に起因することを明らかにした。

フレックスナー

[Flexner, Abraham 1866-1959]

1915年の全米慈善・矯正会議において、専門職の特質として、①個人的責任を伴う知的な仕事であること、②学識に裏付けられたものであること、③実際の目的のためであること、④教育的に他に伝達可能な技術があること、⑤専門職団体・組織をつくること、⑥利他主義的であること、を挙げ「ソーシャルワークは現段階では専門職に該当しない」と結論づけた。

フロイト

[Freud, Sigmund 1856-1939]

オーストリアの精神科医。精神分析の創始者。ヒステリーの患者の治療に関する研究から、人間には意識の奥底に自らも気づいていない無意識が存在すると主張し、独自の力動精神医学、人格理論、発達理論などを体系化したことで有名。

プロセスゴール

[process goal]

地域援助技術の評価過程において、計画の立案から実施に至るまでの住民の参加意識や連帯感、機関や団体の協働体制などを確認することをいう。

プロベーション制度

[probation]

刑の宣告猶予と更生指導を組み合わせた制度。歴史的には、1841年にオーガスタス (Augustus, J.) が行った禁酒法違反の青年に対する教育事業に起源があるとされる。アダムス (Addams, J.) によって創設されたハル・ハウスにおける少年裁判所の設置運動は、この制度から発展したものであった。

ベーム

[Boehm, Werner 1933-2011]

アメリカのソーシャルワーク研究者。論文「ソーシャルワークの性格」(1958)において、ソーシャルワークの社会的責任について述べながらも、それはその社会で支配的な価値とあらゆる点で一致するような一組の価値をソーシャルワークに賦与することを意味するものではないとした。

ベンサム

[Bentham, Jeremy 1748-1832]

イギリスの哲学者で功利主義の提唱者。功利主義とは、社会の善悪の判断基準を、理性や客観的な真理ではなく、功利性（社会全体の利益）に求める思想をいう。ベンサムは正しい行為や政策とは、個人の幸福の総計が社会全体の幸福であり、社会全体の幸福を最大化すべきといった「最大多数の最大幸福」をもたらすものであると論じた。

保護機能

ソーシャルワークの機能の1つ。援助者が、生存の危機や社会生活上の困難に直面している利用者に対して、保護と権利を保障することをいう。

三好 豊太郎

[1894-1990]

社会福祉学者。日本にケースワークを導入した人物の1人。1924（大正13）年に論文『『ケースワーク』としての人事相談事業』を著し、社会事業におけるケースワーク（ケースワーク）の重要性を論じた。

ミルフォード会議

1920年代、ケースワークの基礎確立期に、アメリカのペンシルベニア州ミルフォード市において開催された分野の異なるケースワーク機関の代表者による会議をいう。1929年の報告書『ソーシャル・ケースワーク—ジェネリックとスペシフィック』によると、「ケースワークは、あらゆる領域において共通するスキルを有すること（ジェネリック）を確認した」とされている。

民生委員

民生委員法に基づき、同じ住民の立場から地域の要援護者等へ相談援助を行う者のこと。都道府県知事の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱する。児童委員も兼務する。また、民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が市町村長の意見を聞いて決める。

友愛訪問

[friendly visiting]

貧困家庭などを訪問し、人格的影響を与えることによって自立を指導する活動をいう。歴史的には19世紀の後半から慈善組織協会によって実施された。リッチモンド（Richmond, M. E.）は『貧困者への友愛訪問』（1899）の中で「貧困者の家庭の喜び、悲しみ、感情、そして人間全体に対する考え方を共感をもって常に身近に知ることを目指すもの」と定義した。

ランク

[Rank, Otto 1884-1939]

フロイト（Freud, S.）の弟子であったが、後に袂を分かち。意志心理学を示し、ケースワークにおける機能主義の形成に大きな影響を与えた。

リスクマネジメント

[risk management]

リスク（危機・危険）が起こる可能性、その可能性を生む要因や背景、また万が一リスクが生じた場合の対応などを観察・監視すること。2002（平成14）年に「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針～利用者の笑顔と満足求めて」が策定された。本指針の中で、福祉サービスにおけるリスクマネジメントの考え方として、管理的な側面を強めるよりも、質の高いサービスを提供しながら事故を予防することの重要性が指摘された。

リッチモンド

[Richmond, Mary Ellen 1861-1928]

ケースワークという用語を初めて用い、「ケースワークの母」と呼ばれる。1917年『社会診断』を著す。また、『ソーシャル・ケースワークとは何か』（1922）の中で「ソーシャル・ケースワークは、人間と社会環境の間を、個別的、意識的に調整することを通じて、その人のパーソナリティを発達させる諸過程からなる」と定義した。リッチモンドはヘレン・ケラーの家庭教師サリヴァン（Sullivan, A.）の影響を強く受け、環境条件の改善から援助の展開を図るという立場をとった。

リレーションシップゴール

[relationship goal]

地域福祉計画の評価を行う際の1つの目標である。現状のあり方にどの程度の変化をもたらしたか、という地域社会の変革を目標とする。組織間の関係を変えていくことを重視する。

倫理綱領

[code of ethics]

専門職としての倫理的責任を明確にし、社会に表明するもの。行動規範であるとともに、社会に表明することによって専門職の独善を防ぐ役割も果たす。福祉分野の倫理綱領として、「社会福祉士の倫理綱領」「介護福祉士の倫理綱領」「精神保健福祉士の倫理綱領」などがある。

倫理的原則のスクリーン／倫理原則選別リスト

[ethical principles screen]

倫理的ジレンマに陥った際、解決が困難なケースの対処方法として、ドルゴフ (Dolgoff, R.) らによって示された原則。最も重視される原則から順に、①生命の保護、②平等と不平等、③自己決定と自由、④危害最小、⑤生活の質、⑥個人情報と守秘義務、⑦誠実と開示、とされている。

レイン報告

アメリカにおいて、レイン (Lane, R.) を委員長として1939年にまとめられた報告書。コミュニティ・オーガニゼーションの機能について、地域におけるニーズと社会資源を調整するものとした。この説は、「ニーズ・資源調整説」として知られている。

レヴィ

[Levy, Charles]

アメリカのソーシャルワーク研究者。『ソーシャルワーク倫理の指針』(1993)において、倫理を「人間関係およびその交互作用に価値が適用されたもの」と規定し、人間関係における行動に直接影響を及ぼす点に特色があったとした。

連携会議

援助の調整を図ることを目的に、さまざまな専門職が協議し、一体的に利用者の抱える問題に対処していくための会議をいう。

ロス

[Ross, Murray George 1910-2000]

コミュニティ・オーガニゼーションの機能を、住民が主体となって地域を組織化し、問題を解決できるように働きかけることであるとした。「地域組織化説」と呼ばれている。著作に『コミュニティ・オーガニゼーション—理論・原則と実際』がある。

ロスマン

[Rothman, Jack 1927-]

コミュニティ・オーガニゼーションの実践アプローチを、①目標の決定や活動において住民参加を重視し、地域社会の協働的な問題解決能力を強調した「地域開発モデル (小地域開発モデル)」、②専門技術的な過程を重視し、合理的に統制された変革や社会資源の配分に高い関心を置いた「社会計画モデル」、③不利な立場にある住民の発言権を増大させ、待遇の改善や社会資源の開発を通して権力構造の変革を目指した「ソーシャルアクションモデル」、に分類した。

YMCA

[Young Men's Christian Association]

キリスト教青年会。1844年、産業革命下のロンドンにおいて、若年労働者たちの祈りの会としてウィリアムズ (Williams, G.) らによって設立された。現在では、キリスト教の精神を基盤に、人間としての豊かな成長と平和で公正な社会の実現を目指して「チャイルド・ケア」「ボランティア」「健康教育」「学校教育」など、さまざまな事業を展開している。YMCA やボーイスカウトの活動は、グループワークの源流とされる。
